徳島県西部地域政策総合会議計画推進評価部会設置要領

(設置)

第1条 徳島県西部地域政策総合会議設置要綱第7条の規定に基づき、徳島県西部地域政策総合会議に計画推進評価部会(以下「部会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は7人以内とする。
- 2 部会に属する委員及び専門委員は議長が指名する。

(部会長及び副部会長)

- 第3条 部会に、部会長を置き、議長が指名する。
- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の協議経過及び結果を議長に報告するものとする。
- 3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分堂)

- 第4条 部会は、徳島県西部圏域振興計画(以下「計画」という。)の推進に 関し、次に掲げる事項について検討する。
 - 1 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
 - 2 その他、計画推進上必要な事項に関すること。

(会議)

- 第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の総数の半数以上の出席が なければ、開くことができない。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規定は、平成21年12月7日から施行する。